

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	連載：担い手⑩ 運動部活動の地域移行 一部活動を学校が担うか地域が担うかー
著者 / 所属	高野 涼子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	471号
刊行日	2024-12-10
頁	188-200
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241210.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

連載：担い手⑩

運動部活動の地域移行

— 部活動を学校が担うか地域が担うか —

高野 涼子

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 部活動をめぐる主な現状
3. 部活動改革に係る主な経緯
4. 主な課題と対応策
5. おわりに

1. はじめに

部活動をめぐっては、少子化による生徒数の減少の影響を受け、部員が集まらないことにより、大会への出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況が見られるようになってきていること、顧問となる教員の長時間勤務につながること等が指摘されてきた¹。こうしたことから、部活動を持続可能なものとするために、地域移行を含む改革が進められている。

そこで、本稿では、運動部活動をめぐる主な現状と部活動改革に係る主な経緯、主な課題と対応策を紹介する²。なお、部活動には、運動部活動のみならず文化部活動もあるが、本稿では主に公立中学校の運動部活動に焦点を当てて述べることとする。

2. 部活動をめぐる主な現状

(1) 部活動の位置付け

部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領の総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学

¹ スポーツ庁運動部活動の地域移行に関する検討会議「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」(令 4. 6. 6) 4頁

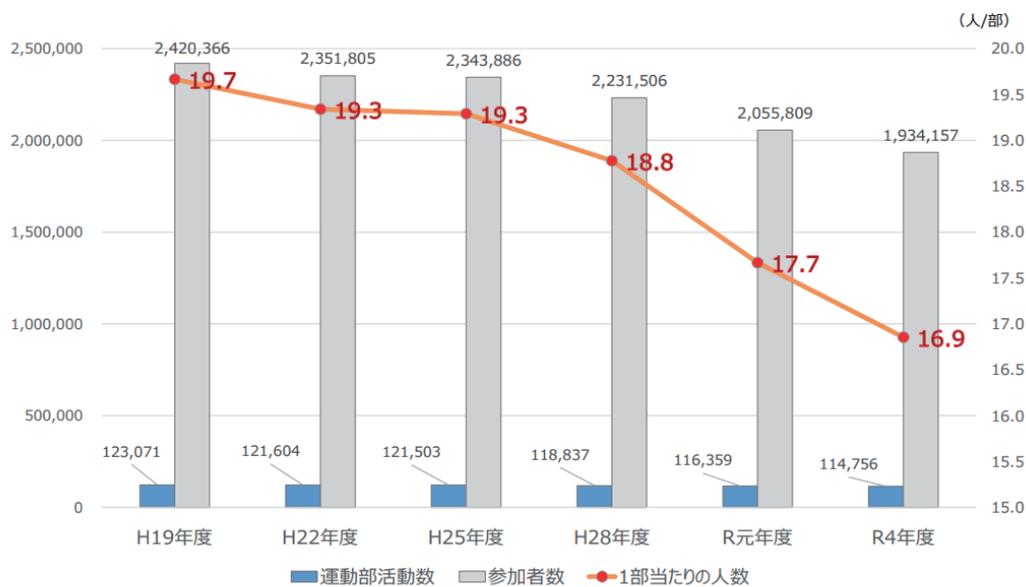
² 本稿では、令和6年11月20日時点の情報を基にしている(URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日)。

校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と記述されている。部活動は、「自主的、自発的な参加により」行われ、「学校教育の一環」として「教育課程との関連が図られる」とされており、教育課程外の学校教育活動であると位置付けられている。

(2) 運動部活動当たりの参加人数と運動部活動への参加率

少子化が進む中、運動部活動当たりの参加人数は近年減少傾向にあり（図表 1 参照）、従前と同様の学校単位での運営は困難となっている。

図表 1 運動部活動当たりの参加人数（中学生）



(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

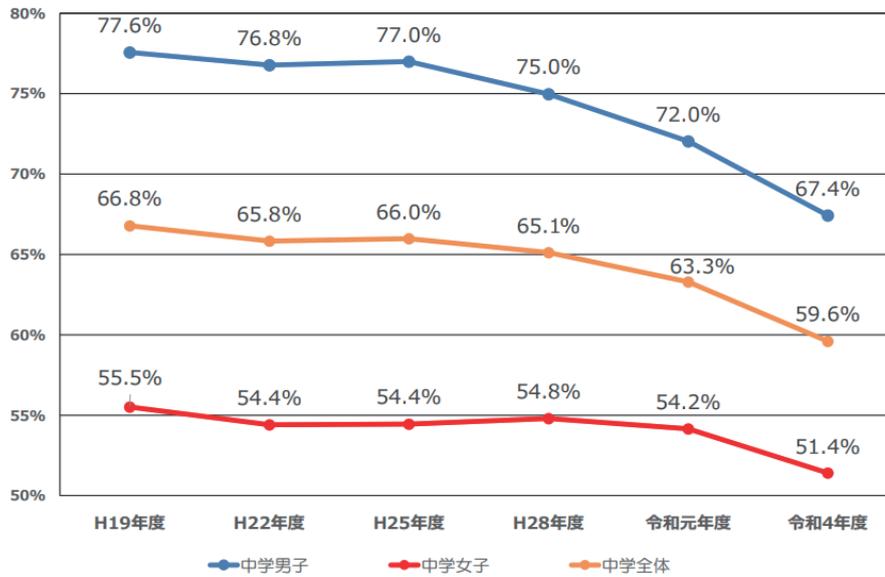
(出所) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(第1回)(令 6.8.23) 参考資料 1、2 頁

また、運動部活動への参加率は低下傾向にある(図表 2 参照)。少子化で学校で行う部活動の数(種類)が減少したことにより、希望する部での活動ができず、部活動そのものに魅力を感じない生徒が増加していること³に加え、強制加入から任意加入へと見直しが進んでいること、学校の部活動に入らずクラブチームやそのほかの校外活動に参加している生徒も増加していること⁴などが背景にあるとみられる。

³ 「『休日の部活は嫌』女子中学生の3割 公益財団法人調査 緒に就いた『地域移行』は広がるか」『産経ニュース』(令 6.5.4) <<https://www.sankei.com/article/20240504-LBCPTHIR3505XFEWE6UM5PPOBA/>>

⁴ 「運動部に異変!?下がる入部率、あなたの都道府県は?」『NHK NEWS WEB』(令 4.12.26) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221226/k10013920681000.html>>

図表2 運動部活動への参加率（中学校）



（出典） 学校基本調査並びに（公財）日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

（出所）「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（第1回）（令6.8.23）参考資料1、3頁

（3）学校の働き方改革との関係

部活動は、教育課程外の活動ながら、教員の長時間勤務の原因となっており、働き方改革の中でも部活動の在り方の改善は最優先事項とされている⁵。令和4年度の教員勤務実態調査によると、中学校において、部活動の活動日数が多いほど顧問の在校等時間は長い傾向があり、土日の在校等時間のうち部活動の時間が一番長かった。また、部活動の顧問をしている教員（約8割）のうち約3分の1が、担当する部活動について必要な技能を備えていないと思っており⁶、部活動に対する負担感が相対的に高くなっていった⁷。こうした中、必ずしも専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務める指導体制の継続は困難となっている。

3. 部活動改革に係る主な経緯

（1）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年）

平成30年3月、スポーツ庁により、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された⁸。同ガイドラインは、将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊

⁵ 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平31.1.25）11頁、妹尾昌俊「創造的働き方改革のすすめ-実践の第一歩- 第2回「持続可能な部活動」に変えていく方法とは？」『View21 教育委員会版 Vol. 2』（平30.9）等

⁶ 競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない場合、メンタルヘルス不良となる傾向がみられるとの分析もある（株式会社リベルタス・コンサルティング「平成29年度文部科学省委託研究「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」調査研究報告書」（平30.3）118頁）。

⁷ 文部科学省「教員勤務実態調査（令和4年度）の集計（確定値）について」（令6.4.4）18、28、32、35頁

⁸ 文化庁も同様の趣旨の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平30.12）を策定している。

かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があるとした。その上で、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるとした。また、部活動指導員⁹の積極的な任用と学校への配置、適切な休養日及び活動時間の基準¹⁰を示すなどした¹¹。

（２）中央教育審議会の答申（平成 31 年）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年）

平成 31 年 1 月、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるとされた。

また、同答申等を受けて提出された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・令和元年 11 月、参・12 月）では、「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」とされた。

（３）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和 2 年）

その後、学校における働き方改革推進本部¹²において令和 2 年 9 月に示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、先述のガイドラインが示した「学校と地域が協働・融合」した部活動について、具体的な実現方策とスケジュールが明示され、「休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図

⁹ 部活動指導員は、中学校等における「スポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（学校教育法施行規則第 78 条の 2 等）であり、平成 29 年 4 月に制度化された。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。また、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。フォローアップ調査結果（後述）によると、部活動指導員の任用人数は、令和 5 年度は 8,427 人であり、令和 6 年度は 10,175 人を任用予定とのことである（回答した 1,424 自治体の合計）。

¹⁰ 学期中は週 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上）の休養日を設けること、1 日の活動時間を長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とすること等。

¹¹ このほか、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加するなどの合同部活動の推進や学校単位で参加する大会等の見直し等を求めた。

¹² 平成 31 年の中央教育審議会の答申を受けて文部科学省に設置された（本部長：文部科学大臣）。

るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。」という方針が示された¹³。

（４）「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和４年）

令和３年８月、令和５年度以降、段階的に進めていくとされた休日の部活動の地域への移行を着実に実施すること等を目的として、運動部活動の地域における受皿の整備方策などについて検討するため、スポーツ庁は「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置した。

令和４年６月、同会議は「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」を取りまとめた。同提言では、まず公立中学校等の休日の運動部活動について、令和５年度から令和７年度までの３年間で「改革集中期間」と位置付け、段階的に地域移行していくことを基本とし、平日については、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進するとされた。

（５）「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年）

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、学校部活動の地域連携や部活動の地域移行に取り組むべく、令和４年１２月、スポーツ庁と文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「総合的なガイドライン」という。）¹⁴が策定された。

総合的なガイドラインでは、部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備するとし、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日の環境整備はできることから取り組むとされた。

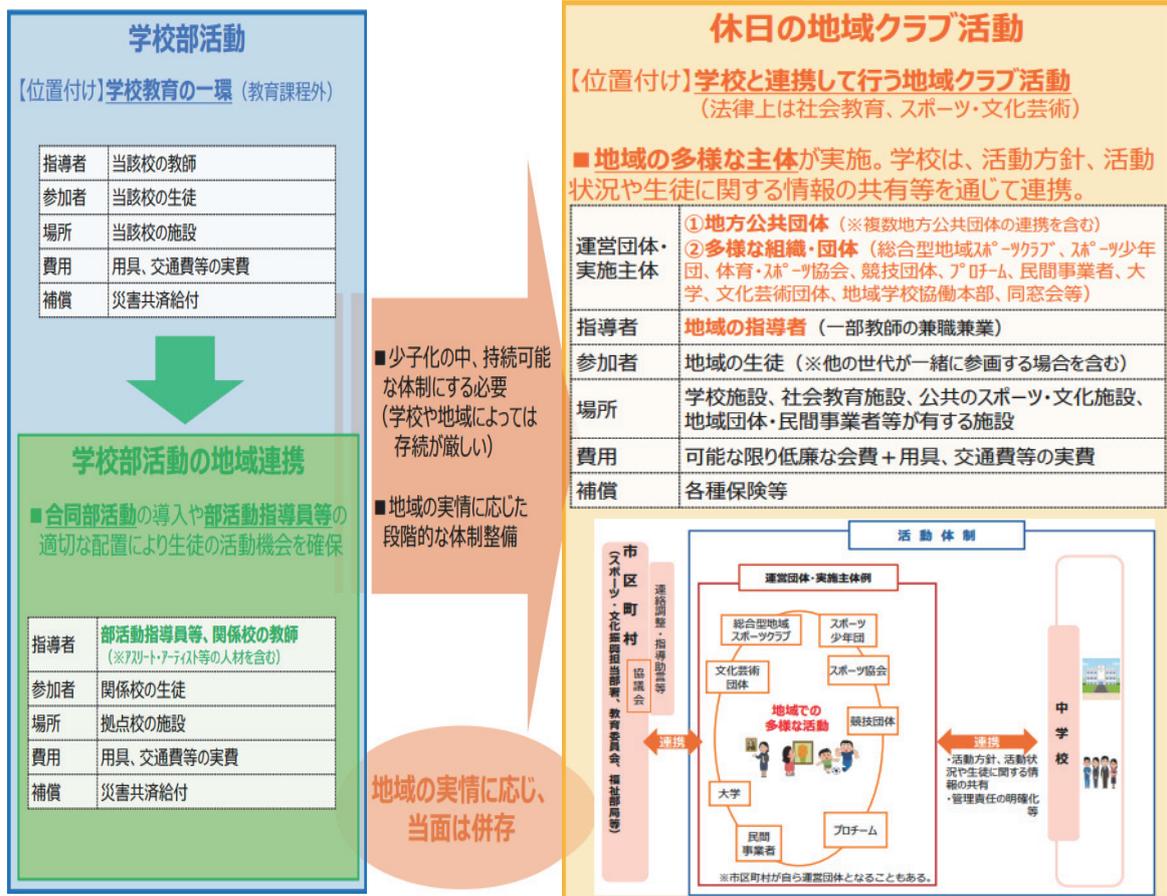
また、令和５年度から令和７年度までの３年間で「改革推進期間¹⁵」として取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すなどとされた（部活動の地域連携、地域移行の全体像（イメージ）については図表３参照。このうち休日の部活動の地域移行に関する部分は右側のオレンジの枠を参照。）。

¹³ 引き続き、合同部活動の推進や大会等の在り方の整理の必要性等も示された。

¹⁴ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平 30. 3）及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平 30. 12）を統合した上で全面的に改定された。

¹⁵ パブリックコメントで示されたガイドラインの当初案では、休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期の目途を令和７年度末と想定し、令和５年度からの３年間で「改革集中期間」としていたが、公表されたガイドラインでは「改革集中期間」から「改革推進期間」と改められ、移行完了時期は明示されなかった。

図表3 部活動の地域連携、地域移行の全体像（イメージ）



（注）直ちに地域移行が困難な場合、当面、学校部活動の地域連携として、合同部活動の導入や部活動指導員等の配置により生徒の活動機会を確保する。

（出所）「総合的なガイドライン」参考資料、1頁を一部加工

総合的なガイドラインについて、地域移行に関する主な内容は図表4の左側のとおりである¹⁶。また、これらの進捗状況等について、スポーツ庁は調査を行っているところ（「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（速報値）」（令6.8）（以下、「フォローアップ調査結果」という。））¹⁷、その主な内容は図表4の右側のとおりである。

¹⁶ 総合的なガイドラインでも、学校部活動における適切な休養日、活動時間等の設定などは引き続き求められた。また、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう参加資格を見直すなど地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について具体的に示された。この点、日本中学校体育連盟は、令和5年度から全国中学校体育大会に学校単位だけでなく、地域スポーツ団体も参加できるよう、参加資格を緩和した。

¹⁷ スポーツ庁は、令和6年5月から6月に、47都道府県、1,741市町村（特別区含む）、63事務組合を対象に調査を実施した。回答した自治体の数は1,485（質問の内容によっては回答していない自治体もある）、回答した自治体の学校数は8,497校、運動部活動数は71,183部活である。

図表 4 総合的なガイドラインの主な内容とフォローアップ調査結果（地域移行関係）

	総合的なガイドラインの主な内容	フォローアップ調査結果
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ア 新たな地域クラブ活動</p>	<p>① 学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、<u>新たに地域クラブ活動を整備する。</u></p>	<p>・休日の地域クラブ活動の数は、令和5年度が 3,406、令和6年度が 5,106(予定)、令和7年度は 6,044(予定)。</p>
	<p>② 市区町村は、<u>地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。</u></p>	<p>・運営団体・実施主体を決定した自治体は約 15%、めども立っていない、予定なしの自治体は合わせて約 40%。</p>
	<p>③ 地域クラブ活動の適切な運営等のため、<u>地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制を整備する。</u></p>	<p>・令和6年度中までに協議会を設置済もしくは設置予定の自治体は 77%、協議会の設置の予定なしと回答した自治体は 7%。</p>
	<p>④ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、<u>スポーツ団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、教師等の兼職兼業、競技・活動経験のある大学生など、様々な関係者から指導者を確保する。</u> 都道府県等は人材バンクを整備する。</p>	<p>・地域クラブ活動の課題として、「指導者の量の確保」(72.0%)が最も多い。 ・地域クラブ活動の指導者の属性として、「教員の兼職兼業」(61.7%)が最も多く、次いで「スポーツ少年団の指導者」(55.6%)、「個別競技団体に所属する指導者」(46.7%)が多い。 ・人材バンク等を構築した自治体は 8%。</p>
	<p>⑤ <u>会費の適切な設定と保護者等の負担軽減に取り組む。</u></p>	<p>・地域クラブ活動の課題として、「持続可能な収支構造の構築」(59.3%)、「保護者・生徒への普及啓発・理解(参加費用負担への理解含む)」(49.8%)が多い。 ・地域クラブ活動の会費(月額)は、1,000 円未満が 32%、1,000 円以上 2,000 円未満が 33%。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">イ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</p>	<p>① <u>まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。平日の環境整備は、できることから取り組み、休日の取組の進捗状況を検証し、更なる改革を推進する。</u>市区町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体に取り組む体制に向け、<u>段階的に整備を進める</u>(注)。 <u>令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。</u></p>	<p>・休日の地域クラブ活動に取り組む部活動数は、令和5年度は 10%、令和6年度は 21%(予定)、令和7年度は 37%(予定)。 ・平日の地域クラブ活動に取り組む部活動数は、令和5年度は 4%、令和6年度は 7%(予定)、令和7年度は 13%(予定)。</p>
	<p>② 都道府県及び市区町村は、<u>推進計画の策定等により、方針・取組内容・スケジュール等を周知する。</u></p>	<p>・令和6年度中までに推進計画を策定済もしくは策定予定の自治体は 51%。推進計画の策定の予定なしと回答した自治体は 10%。</p>

(注) 直ちに地域移行が困難な場合、当面、合同部活動の導入や部活動指導員等の配置により生徒の活動機会を確保するとされている。

(出所) 「総合的なガイドライン」、「フォローアップ調査結果」を基に筆者作成

(6) 地域移行に向けたスポーツ庁の予算事業

スポーツ庁は、令和3年度から予算事業により全国各地域において、休日の部活動の段階的な地域移行等の実践研究に取り組んでいる。令和5年度においては、47都道府県の347

市区町村で実証事業が行われた¹⁸。令和6年度は、更に増えて510の市区町村（令和6年6月時点）¹⁹で実施される予定である。

さらに、スポーツ庁は、令和6年度から地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し²⁰、当該都道府県が主体となって関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、域内の市区町村等と協力して、課題²¹の解決に向けた取組を試行することで、他の地域でも参考となるような課題の解決策を見いだすとしている。

このほか、令和6年度予算では、中学校における部活動指導員の配置支援や中学生の指導に当たる大学生指導員の養成・確保に関する実証事業²²を行うとしている。

（7）地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の設置（令和6年）

令和6年8月、スポーツ庁及び文化庁に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行会議」という。）が設置された。実行会議では、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策、令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策、ガイドラインの見直しの論点整理等を検討するとされている。また、12月に中間とりまとめを示し、令和7年春頃を目途に、一定の方向性を取りまとめるとされている。

現在、実行会議の下に設置された地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（令6.10.23）において示された中間とりまとめ骨子案が公表されており、骨子案では、改革の理念²³、学習指導要領における部活動と地域クラブ活動の位置付け、次期改革期間の在り方²⁴等が記載されている。その他、実行会議で最終とりまとめまでに議論する主な事項として、指導者の質の保障と量の確保、生徒の安全確保のための体制、費用の負担の在り方などが挙げられている。

4. 主な課題と対応策

¹⁸ スポーツ庁は、令和6年8月に「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」を公表している。

¹⁹ 各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

²⁰ 令和6年6月、茨城県、新潟県、兵庫県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の7県を重点地域に指定した（『読売新聞』（令6.6.20））。

²¹ 以下に示す10の政策課題から解決に向けて取り組むものを少なくとも三つ選択し取組を実施するとされた。①多様なスポーツ機会の提供、②高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組、③スクールバスの活用や地域公共交通との連携、④不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割、⑤トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり、⑥体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用、⑦学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり、⑧企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用、⑨動画コンテンツ等の活用、⑩多様なニーズに対応した大会の開催

²² 中学生年代への指導の在り方（例えば、コーチング、栄養、スポーツ医学、心理学）について、大学において外部有識者による研修講義を開講し、受講した学生が、卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築する実証事業を大学が主体者として実施する。

²³ 骨子案では、学校で部活動として行われてきたスポーツ等の活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の活動機会を保障するという理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称を、例えば「地域展開」などに変更することが示されている。

²⁴ 骨子案では、次期改革期間について、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」とし、令和8年度から令和10年度を前期とし、中間評価をはさみ、令和11年度から令和13年度を後期とするとしている。

(1) 運営団体・実施主体の確保

運営団体・実施主体は、学校に代わって生徒を受け入れ、地域クラブ活動を統括し運営する役割を担ったり、地域クラブ活動を実際に行う団体や組織である²⁵。運営団体・実施主体としては、市区町村（直轄運営、任意団体設立等）、総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、民間事業者など様々考えられるが、フォローアップ調査結果において、運営団体・実施主体を決定した自治体は約15%、めども立っていない、予定なしの自治体は合わせて約40%であり、運営団体・実施主体の確保は課題となっている。熊本県熊本市では、地域の運営団体・実施主体の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、今後も学校で部活動を継続する方針を示している²⁶。

他方で、スポーツ庁の実証事業においては、市区町村、地域スポーツ団体等の様々な団体が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、地域移行が進められている（図表5参照）。

図表5 市区町村の取組事例（運営形態の類型別のイメージ）

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
A 市区町村運営型	A-1 地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	北海道留萌市 千葉県袖ケ浦市 新潟県上越市 愛知県春日井市
	A-2 任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	静岡県焼津市 岐阜県北方町
	A-3 競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	新潟県新潟市 新潟県佐渡市 富山県南砺市
B 地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	栃木県佐野市 岐阜県海津市 三重県志摩市
	B-2 体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	北海道伊達市 茨城県守谷市 滋賀県彦根市
	B-3 民間事業者運営型	民間事業者が運営する形として実施	千葉県千葉市 東京都板橋区 大阪府大阪市
C その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施	宮城県角田市 兵庫県尼崎市 高知県土佐町

（出所）スポーツ庁「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」（令6.8）21頁

²⁵ 友添秀則「運動部活動改革とこれから求められる地域スポーツクラブ〈運動部〉活動」友添秀則編著『運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ：新しいブカツのビジョンとミッション』（大修館書店、令和5年）9頁

²⁶ 熊本市部活動改革検討委員会「新しい学校部活動の在り方について 答申」（令6.3.26）

市区町村が運営する例として、愛知県春日井市は、教育委員会が地域クラブ活動の事務局となり、教育委員会に所属する総括コーディネーターが指導員の配置や学校との連絡調整を担っている。また、静岡県焼津市では、地域のスポーツ指導者を代表者として種目ごとに任意団体を設立し、各任意団体が地域クラブ活動を運営している。

地域スポーツ団体等が運営する例として、岐阜県海津市では、行政・学校・総合型地域スポーツクラブの3者が連携しつつ、市内を2エリアに分けて二つの総合型地域スポーツクラブが地域クラブ活動を運営している。また、千葉県千葉市では、一つの民間事業者が最低一つの種目を担当するように公募要件を設定し、小さい規模の取組を認めることで地元企業も参入しやすくなり、結果的に市内外の企業など様々な民間事業者により地域クラブ活動が運営されている²⁷。

(2) 指導者の確保

フォローアップ調査結果において、地域クラブ活動の課題として「指導者の量の確保」を挙げる自治体が多かった。高齢化等により産業や地域生活の様々な場面で人材確保が課題となる中、指導者の確保も困難となっている²⁸。

このような状況の中、指導者確保の方策として、教員の兼職兼業²⁹を認める例がある。神奈川県大磯町は、小さな町では学校が人材についても大きなリソースであるとして、教員の兼職兼業を認める仕組みを構築しており、具体的には、教員も兼業届を出すことで、民間の指導者と一緒に総合型スポーツクラブに登録し、給与とは別に報酬を得られるようにしている³⁰。

教員以外の人材の掘り起こしや確保を図る例もある。福岡大学では、地域クラブ活動の指導者確保の一環として、大学の施設を使って、大学の陸上部員が中学校の陸上部員を指導するなど学生が中学生を指導する取組を行っている。大阪体育大学では、一般市民を指導者として養成する講座を設け、プログラムを終えると修了証や履修証明書を交付しているが、将来的には指導者採用の判断材料として活かされることを大学側は期待している³¹。東京女子体育大学は、学生に地域移行に関し指導者育成のための講義を行い、地域クラブ活動での指導に携わることで単位付与するとしている³²。また、大学以外での取組も進めら

²⁷ スポーツ庁「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」(令6.8) 21～80頁

²⁸ 例えば、岐阜県では、部活動の地域移行に伴い、これまで部活動指導を担ってきた教師に代わる地域の指導者が約1,800人不足すると試算している(スポーツ庁「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」(令6.8) 13頁)。

²⁹ 文部科学省は「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』の送付について(事務連絡)」(令2.9.1)において、「地域部活動において休日の指導を希望する公立学校の教師については、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられる」と示していたところ、その後、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)」(令3.2.17)において、地域クラブ活動での指導を希望する教師については、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、服務監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能であるといった兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめている。

³⁰ 『朝日新聞』(令6.2.8)

³¹ 『朝日新聞』(令6.1.28)

³² 「部活指導者育成で単位付与 東女体大、地域移行へ支援」『共同通信ニュース』(令6.9.18) <<https://www.47news.jp/11501059.html>>

れており、例えば、日本郵政は、日本スポーツ協会とオフィシャルパートナー契約を結び、部活動や地域クラブ活動の現場で活躍する指導者を同協会と協力して育成するとともに、社員による部活動や地域クラブ活動での指導を業務として認めるとしている³³。

（３）保護者の経済的負担

部活動の運営費については、関西大学教授で日本部活動学会会長の神谷拓氏による「日本では歴史的にスポーツや文化活動の環境整備がおざなりにされ、その役割を学校が担ってきた。受益者負担としてそのツケを保護者に押しつけられれば、親の収入によって部活動に入れない子どもが出てくる。部活動はスポーツ基本法や文化芸術基本法で保障された権利で、地域や家庭で差が出ないように、まずは国が予算面で自治体を支援し、子どもが活動できる環境を整えることが重要だ。」との指摘がある³⁴。しかし、実態としては、地域移行により保護者の経済的負担の増加が見込まれる。

学校の運動部活動においては、部員である生徒から、大会参加費や備品・用具の購入代金、日本中学校体育連盟や競技団体等の登録料等に充てるための一定の金額を集めている。ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。地域移行した場合、所属するスポーツ団体等に会費を支払うことになるため、学校の部活動と比べて金額が上がるのが想定される³⁵。

また、学校以外の場所で活動する場合、移動や送迎の負担も生じることとなる。スクールバスの活用やタクシーでの送迎の事例もあるが、タクシー事業者の採算と保護者の経済的負担等の課題があるとされる³⁶。

さらに、学校部活動での事故やケガには、日本スポーツ振興センターの災害共済給付³⁷が受けられるが、学校以外の団体が実施する地域クラブ活動においては、災害共済給付は受けられない。そのため、保護者は保険に新たに加入する必要があるとともに保険料の負担が生じることになる³⁸。

フォローアップ調査結果においても、地域クラブ活動の課題として「持続可能な収支構造の構築」、「保護者・生徒への普及啓発・理解（参加費用負担への理解含む）」を課題とする回答が多かった。

保護者の経済的負担に関して、埼玉県白岡市では、これまで国や県のモデル自治体とし

³³ 郵便局の全国約 2 万 4,000 局のネットワークとマンパワーを活かし部活動の地域移行が進むことが期待できるとの指摘がある（『日本経済新聞』（令 5.10.11））。

³⁴ 『読売新聞』（令 6.3.24）

³⁵ スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令 4.6.6）35 頁

³⁶ 株式会社 YMFG ZONE プランニング「成果報告書「中山間地域における部活動地域移行～「部活動 MaaS」による持続可能な地域移行モデルの検証～」」（令 5.2.24）

³⁷ 日本スポーツ振興センター（JSC）では、学校の管理下で起こったケガなどに対して医療費等の給付を行っている。給付の経費は、国・学校の設置者・保護者の三者で負担している。加入は任意であるが、中学生の加入率は 99.7%（令 5.5.1 時点）。

³⁸ 学校の管理下外で行われる地域クラブ活動でのケガなどに対応する保険として、スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」がある。スポーツ安全協会は、スポーツ庁長官より、地域クラブ活動の補償受皿となり得る「スポーツ安全保険」の補償充実に関する要請を受け、令和 5 年度より災害共済給付制度と同程度の補償となるよう、掛金は据え置きの上で死亡保険金額、後遺障害保険金額（最高）の引き上げを実施した。

て 100%近く補助金が市に支給されてきたが、今後は減額が見込まれるため、受益者として保護者に経費の一部を求めることとなった³⁹。

保護者の経済的負担への対応策として、埼玉県白岡市では、ふるさと納税を活用して得た寄付金を、指導者に対する謝金、生徒や指導者に係る保険料金、施設利用に係る利用料金、各活動に必要な用具等の整備に活用するとしている⁴⁰。また、沖縄県うるま市や長崎県長与町では、企業版ふるさと納税により市・町外又は県外の企業からの寄附を受けられるようにし財源の確保に取り組んでいる⁴¹。

(4) 子どもの意見の反映

地域移行の議論では、運営主体などの受皿の問題、指導者の問題、財源の問題などの枠組み整備に関する内容が議論の中心となっており、子どもたちの意見が反映されていないとの指摘がある⁴²。こども基本法（令和4年法律第77号）第11条においては、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、部活動の地域移行に当たっても、子どもの意見を適切に聴き、これを反映させることが求められている。

子どもの意見を反映した事例として、こども家庭庁の「こども・若者意見反映推進事業」では、令和5年10月に中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について、中学生の意見を聴く取組が実施され、聴取した意見はスポーツ庁の実証事業の実施方針に反映された⁴³。

また、地域において子どもの意見を反映した事例として、神奈川県大磯町の例がある。同町は、ソフトテニス部とサッカー部は地域の指導者も加わった2校での合同練習とし、当初は外部化を試みてきた。しかし、他校のグラウンドなど校外への移動に対する強い負担感や、元の学校単位で大会に出たいとの生徒の声を受け、身近な学校でスポーツなどの活動を保障することが生徒本意なのではと考えるようになり、今までどおり自校内での活

³⁹ 『朝日新聞』（令 6.5.11）。第5回白岡市地域クラブ活動運営協議会会議（令 6.9.12）では、令和7年1月から受益者負担金月 2,500 円を徴収していくこと、受益者負担導入に当たり保護者説明会を開催すること等が示された。

⁴⁰ スポーツ庁ウェブサイト 事例集・全国の取組紹介「地域移行に係る経費の財源確保の取組を行っている自治体例」〈https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html〉

⁴¹ 石塚大輔「民間企業体による部活動支援」友添秀則編著『運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ：新しいバツのビジョンとミッション』（大修館書店、令和5年）282～286頁、スポーツ庁ウェブサイト 事例集・全国の取組紹介「地域移行に係る経費の財源確保の取組を行っている自治体例」〈https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html〉。このほか埼玉県戸田市では、部活動の地域移行を含めた未来の学びの実現に向け、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施し財源の確保に取り組んでいる。

⁴² 東洋経済 education×ICT 編集部「「土日の部活動を減らしたい」中高生の本音が判明、望ましい運動のあり方とは 地域移行、子どもたちの声は届いているのか？」（令 6.7.18）『東洋経済オンライン』〈<https://toyokeizai.net/articles/-/775161>〉

⁴³ こども家庭庁「こども若者★いけんぷらす いけんひろば～中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について考える！～フィードバック資料（中間報告）（令 5.10.28 開催）」。「こども・若者意見反映推進事業（こども若者★いけんぷらす）」は、こども基本法第11条を踏まえ、こども・若者の意見を聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くすることをねらいとしている。

動を基本とすることとなった⁴⁴。

5. おわりに

本稿で見てきたとおり、部活動の地域移行を進めるに当たっては、運営団体・実施主体の確保、指導者の確保、保護者の経済的負担等の課題がある。渋谷区で地域移行に携わってきた渋谷ユナイテッド⁴⁵代表理事（当時）の豊岡弘敏氏は、「部活動の地域移行でもっとも大切なことはなにかというと、それは「子供のため」の地域移行にすることである。」「先進地区の取組の多くが、「教員の働き方改革」ではなく、「子供のため」をいちばんのスローガンとしていることは特筆すべきこと」と述べている⁴⁶。

実行会議は令和7年春頃に部活動改革について取りまとめを行うとしているが、本稿で指摘してきたような課題はあるものの、子どもの意見を聴き、これを反映させることで真に子どものための部活動改革となることを期待したい。

（たかの りょうこ）

⁴⁴ 『朝日新聞』（令6.5.11）

⁴⁵ 渋谷区は令和3年10月「一般社団法人渋谷ユナイテッド」を設立し、学校部活動ではない渋谷ユナイテッドの部活動として、生徒のニーズに応えた種目（フェンシング、ボーリング、ダンス、ボッチャなど）を、教員が指導を行うのではなく、渋谷区の民間企業と連携して専門の指導者を配置し、渋谷区の施設で活動する取組により部活動の地域移行を進めてきた（豊岡弘敏「学校と行政、民間による連携」友添秀則編著『運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ：新しいブカツのビジョンとミッション』（大修館書店、令和5年）291～304頁）。渋谷ユナイテッドは、令和6年7月、一般社団法人渋谷区体育協会と合併し、「一般財団法人渋谷区スポーツ協会」として活動を継続している。

⁴⁶ 豊岡弘敏「学校と行政、民間による連携」友添秀則編著『運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ：新しいブカツのビジョンとミッション』（大修館書店、令和5年）301頁